

北海道総合福祉研究センターニュース No. 41

2024. 1. 1

巻頭言

「新年にちなんで、『私』も細胞が入れ替わって新しくなる?！」

理事長 五十嵐教行

私たちの人体は、毎日細胞が入れ替わっているとのことだ。いわゆる新陳代謝である。まず古くなった細胞が死ぬ。すると、その近くにある若い細胞が2つに細胞分裂して、そのうちの1つが死んだ細胞の入れ替えをするとのことである。つまり失った細胞の補充をするというのだ。この入れ替えの周期は、組織によって異なる。

胃の粘膜：約3日

腸の微絨毛：約1日

肝臓：約1年

腎臓：約1年

筋肉：約200日

皮膚：約1ヶ月

血液：100～120日間

骨：約4年

肌：10代は約20日、20代は約28日、30代は約40日、40代は約55日、

50代は約75日、60代は約100日

私たちの細胞はおよそ4年でほとんど新しいものと入れ替わるといふことで、だから「別人」になってしまうのだと言いたいところだが、そうではない。老化した細胞から順番に、かつ徐々に入れ替わっていくので、その姿形が変化することはありえないのだ。さらに、細胞の入れ替えをしない組織があるのだという。それは心臓を動かす心筋細胞と脳や脊髄を中枢とし全身に信号を送る神経細胞である。特に脳は生まれた時にほぼ全部の脳細胞ができあがっており、入れ替わることはないという(むしろ基本的に減っていくばかりだから、高齢になって記憶も失ってしまうと、そういう意味で新しい「自分」になってしまうことはある)。

さて、人体の細胞がいくら新陳代謝で入れ替えしても、肝心の脳が変わらなければ、私たちは別人にはなれないのだ。過去の自分におさらばして、新しい自分になりたいと思った時、私たちは「心を入れ替える」と言う。「心」とは脳のことだ。奇しくも脳の細胞は入れ替わらないけれど、考え方を変えるゾという強い決心を表す言葉だと思う。まさにコレこそが脳の役割だ。

ところで、生徒や学生が卒業した学校に新入生が入ってきてても、その校風が変わることはない。不思議だなあと思うのだが、在籍している生徒や学生はその校風に染まっていくように感じる。「君たちは〇〇校(〇〇大学)に入学したのだから、△△のように振る舞わないといけない。先輩がしてきたように君たちもするように」と求められているかもしれないし、在学生自らが積極的に染まろうとしているのだろうと思う。語弊があるかもしれないが、私たちの人体を学校という組織に当てはめてみると、生徒や学生は入れ替わっていく細胞で、何か脳なのだ考える。不変であるべきもののなかには悪しき慣習も含まれていると思う。コレは時代錯誤的な悪しき慣習なのかどうか、脳は判断しなければならないのだ。細胞が異を唱えるには勇気が必要だからだ。脳が聴く耳を持たなければ、簡単に入れ替えられてしまうだろう。

ちなみに、人体の細胞でも突然変異を起こす細胞があるとのことだ。それが環境変化に適応していく「進化」なのだと言うらしい。

「大丈夫か！？国試！」

毎年実施される社会福祉士国家試験ですが、出題される事例問題をみていくと、私たちの感覚から少しズレているように感じられる事例の内容や若干の違和感を感じる文章表現があったりします。あくまでも筆者個人の感想ですが、紹介いたします。

第29回 問題83 事例を読んで、関係当事者の民事責任の説明に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。 正解は2

〔事例〕

V社会福祉法人が設置したグループホーム内で、利用者Lが他の利用者Mを突き飛ばしてケガを負わせた。ホームの職員Aは、Lに腹を立て、事実関係も確認せず、その場にLを長時間正座させ、他の利用者らの前でLを叱り続けた。これが原因で、Lは体調を大きく崩して、長期の入院加療を余儀なくされた。

1. Lが認知症であれば民法713条が定める責任無能力者として免責されることになるので、LのMに対する不法行為責任は成立しない。
2. LのMに対する不法行為責任が認容される場合には、Vに民法714条の法定監督義務者責任を理由とする不法行為責任は成立しない。
3. LがAに不法行為責任に基づく損害賠償請求をする場合に、Vに民法715条の使用人責任に基づく損害賠償請求を併せて行うことはできない。
4. LがVに債務不履行責任に基づく損害賠償請求をする場合に、Vに民法715条の使用人責任に基づく損害賠償請求を併せて行うことはできない。
5. VがAの使用人責任に基づきLに損害賠償を支払った場合でも、VがAに求償することはできない。

■筆者の感想

高齢者のグループホームの利用者が他の利用者を突き飛ばしてケガを負わせたことと突き飛ばした利用者に対する施設職員の対応についての事例である。

それにしても事例に出てくる職員Aの対応は、施設職員としてあるまじき行為である。さり気なく虐待も含まれているので、一つひとつ考えてみたい。

- ①「Lに腹を立てた」ということ。腹を立てるとは、思いっきり私的な感情を爆発させてしまうということである。腹を立てるのではなく、施設職員のプロとしての意識をもって関わるべきだ。この場面では、Lの行為を理解するためにもアセスメントが必要なのだ。腹を立てている場合ではないのだ。
- ②「事実関係も確認せず」ということ。Lの行為を悪いと思い込み、決めつけているが、思い込んで、決めつけていることに自己覚知すべきである。
- ③「長時間正座させた」ということ。これは身体的虐待である。
- ④「他の利用者らの前でLを叱り続けた」ということ。これは心理的虐待である。

Aの一連の行為は悪質極まりないものである。速やかに市区町村に通報すべきであり、さらにAには懲戒解雇の処分をするべきだ。

それにしても、社会福祉士の国家試験として、よくもまあこんな事例問題が出題されたなと関心してしまう。試験後に福祉業界から“こんなとんでもない職員はいないよ！いるわけがないだろ！”と抗議されなかったのだろうか。さぞかし、社会福祉士国家試験の受験生は、本事例を読んで“まじか？！”と驚いたことだろう。

「ヘー、そうだったのか！」シリーズ

第4回 「『名無しの権兵衛』の由来」

「名無しの権兵衛」とは、「名前がわからない人」、「名前が明らかにされていない人」を指して使われる仮名です。いわゆる俗語です。この言葉には複数の由来の説がありますが、そのうちの一つを紹介します。

深川説です。江戸時代、深川にあった門前仲町は歓楽街でした。しかし、ここは幕府公認ではなかったため、正規のルートで遊女を雇えませんでした。そこで、遊女たちには男性の名前を名乗らせることで、幕府の監視の目をすり抜けたのです。遊女たちが名乗った男性風の名前のことを権兵衛名と呼んだわけですが、しかし、雇われたばかりの遊女にはまだ権兵衛名がなく、その遊女を名無しの権兵衛と呼んだとされ、それがこの言葉の由来であるというものです。

ついでに、英語にも「名無しの権兵衛」に相当する仮名があります。「ジョン・ドウ(John Doe)」です。ドウ自体には架空の姓であるという意味があります。そして、ジョンは男性としてのありふれた名前です。ちなみに女性が対象となる場合は、「ジェーン(Jane)」となり、「ジェーン・ドウ」と呼ばれます。

そのほかに「ジョン・スミス(John Smith)」や「ジェーン・スミス(Jane Smith)」の呼び名もあります。「スミス」はごくありふれた姓であり、日本語だと「山田太郎」「山田花子」という呼び名となります。

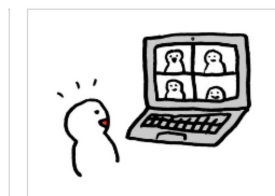
ところで、警察庁の調査によると、この国で認知症で行方不明になった人の数は、およそ18,709人で、行方不明者全体の22.0%を占めています(『令和4年における行方不明者の状況』より)。ただしこの数字は、警察に行方不明者届が出された人であるため、実際にはもっと多くの方が行方不明になっているものと考えられます。そして、そのような人がある場所で地元の警察に保護されて、その地の施設や病院に収容されて、身元がわからないまま暮らしています。中にはそのままその生涯を終える人もいるのだろうと思うと胸が痛みます。

「外国人の語り場」の報告

今日の日本の介護現場は、外国人介護者なしでは成り立たない状況です。厚生労働省の統計によると、2023年時点で介護分野で働く外国人の在留者数は約4万人です。外国人介護者は日本という異文化に慣れ親しむために日々苦勞されていることでしょう。

当センターでは、そんな外国人介護者が日頃感じていることや日常的な泣き笑いのエピソードをざっくばらんに「語り合う場」を作りました。開催は月に一回オンラインにて行っています。参加者は、それぞれ休日の過ごし方や料理の話などをして盛り上がっています。

外国人介護者を雇われている施設の方あるいはお知り合いに外国人介護者がいる方はぜひご紹介して下さい。



センターからのお知らせ

五十嵐理事長が、1月1日より「いさはやスリーサポート」とコンサルタント契約を交わし、昨年の7月より始めた有料老人ホームの事務長職として派遣することになりました。「いさはやスリーサポート」は、当センターの中村邦洋副理事長が理事長として長崎県諫早市で活動しています。派遣するといっても、現地には行かずオンラインを中心としたコンサルタントの業務遂行となり、収支を中心とした経営戦略面での業務と入居者等との契約に関する総務関係の業務が主なものとなります。

すでに昨年の12月よりオンラインを通じてコンサルタントの業務に取り組んでおります。健全な運営ができることは、入居者とスタッフの生活を守ることになります。入居者は終の棲家としてこの施設を選んでいただいたハズですし、スタッフもまたこの職場を働きがいがあると選んでくれたハズですから、それらの期待を裏切らないように、事務長職としてその職責をキッチリと果たすことに努力いたします。

【北海道総合福祉研究センター会員登録をお願いいたします】

北海道総合福祉研究センターは、特定非営利活動法人として活動しており、当法人は、社会的活動の内容に賛同してくださる方からの会費収入と事業収入により運営いたしております。そこで、当センターの活動主旨にご賛同いただける皆様に、正会員(個人)および賛助会員(企業・団体)のご登録をお願いいたします。

会員の皆様には、「北海道総合福祉研究センターニュース」や「ちょっと不思議」のハガキ、当センター主催の各種研修・講座等のご案内をお送りいたします。理事長の五十嵐は、「傾聴」についての研究のほか実践活動もしております。自分の中でからまってしまった思いなど、誰かに話をしたらラクになるという体験を多くの人は持っています。ところが、いつの間にか、話のできる相手がいなくなっていることに気づき、孤独感を感じる時もあります。そういうとき、どうぞ理事長の五十嵐の傾聴を利用してみてください。どういう話でも、しっかり聴きます。一度お電話してみてください。お応えできると思います。

この機会に是非ご入会のご検討をさせていただきますよう、お願いいたします。登録用紙が必要な方には郵送いたしますので、ご連絡くださいませ。

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| (1) 正会員 (個人) | |
| 年会費 | 3,000円 |
| (2) 賛助会員 (企業・団体) | 年会費 10,000円(1口) |
| ※ 年会費のお支払いは、次のいずれかにお振り込みください。 | |
| 北海道銀行 白石支店 | 普通口座 0803475 |
| 北洋銀行 北郷支店 | 普通口座 0665741 |
| 郵便振替 | 口座番号 02770-1-60492 |

【編集後記】

年末に郵便料金の値上げについての報道がありました。当センターの1年間の郵送料はけっこうな金額になっていますので、値上がりの分をザッと計算するとゾッとしました。しかし、当センターは立ち上げた時から郵便で出すことに意義を見出していますので、これからもみなさんのところに送ります。ゆうメール以外の郵便物は、数年前から子どもの時に集めていた記念切手を活用していますが、まだ残りがありますので今年いっぱい活用できるのでは?と予想しています。時々会員の方が切手を提供してくれますが、ありがたく使わせていただいています。この場を借りて感謝の意を伝えます。(五)

発行日	2024年1月1日
発行者	五十嵐教行
発行	特定非営利活動法人北海道総合福祉研究センター
	〒003-0028 札幌市白石区平和通2丁目南6-23-210
電話	090-8638-7264
F A X	011-595-7400
E-Mail	hsfkc@minos.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.hsfkc.org

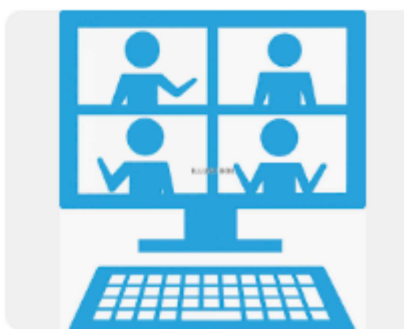


図 1 北海道総合福祉研究センター